

## J Aグループの自己改革を尊重した農協改革を求める意見書

政府は、昨年6月24日に改訂された農林水産業・地域の活力創造プラン、及び同日閣議決定された規制改革実施計画に基づき、農協改革の検討を進めてきたが、2月13日、農林水産業・地域の活力創造本部の会合を開き、農協改革の法制度の骨格を決めた。政府は、この内容に基づく農協法の改正案を3月にも国会に提出することとしており、今後、新たな制度設計や今通常国会での法改正が行われることになる。

今回決まった農協改革の骨格の中では、地域への影響を心配する意見が非常に多かった准組合員の利用量規制については5年間先送りされたものの、JA全中の一般社団法人化やJA全国監査機構のJA全中から外出しした監査法人化、単位農協の理事の過半数を原則として認定農業者農産物販売等のプロとすることを求める規定を置くことなどが盛り込まれた。

全中の一般社団法人化や監査機構の外出しが、政府が農協改革の目的として掲げる農業者の所得向上など、「農業・農村の発展」にどう結びつくのか、また、理事構成の見直しが単位農協を制約したり地域実態になじまないのではないかなどの疑問・懸念の声が農業生産の現場など、地方には依然として多い。

一方、JAグループは昨年6月の活力創造プラン等を踏まえ、みずから策定し実践する改革案として組織内で協議・検討を行い、「JAグループの自己改革案」を11月に策定した。自己改革案では、「農業者の所得増大」、「農業生産の拡大」、「地域の活性化」を基本目標に掲げ、「食と農を基軸として地域に根ざした協同組合」として、総合事業の展開により農業振興と地域振興のために全力で改革に取り組むこととしている。

安倍総理は、2月12日の施政方針演説で農協改革に関し、「これからは農家の皆さん、地域農協の皆さんが主役です」とうたったが、総理が主役とする農家や地域農協そのものであるJAグループの自己改革こそが、農協改革として進むべき方策と考えられる。

よって、国におかれては、農協法改正等、今後の農協改革を進めるに当たって、次の事項を遵守されるよう要望する。

- 1 農協法改正や新たな制度設計等、農協改革を進めるに当たっては、JAグループの自己改革を尊重すること。
- 2 農業の生産現場や地域が不安や疑念を抱くことのないよう、農協改革に関して丁寧かつ明確な説明を行うこと。
- 3 農業委員会の公選制の廃止をやめること。

4 以上を踏まえ、地方の声を十分に聞きながら、農家の所得向上、地域の活性化につながる施策を講じること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

高知県議会議長 浜 田 英 宏

衆議院議長  
参議院議長  
内閣総理大臣  
農林水産大臣  
内閣官房長官

} 様